エンジニア・キャンプ YAMAGUCHI

別紙２

参加同意書

一般財団法人山口県デジタル技術振興財団　御中

私は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（以下「主催者」といいます）が運営するエンジニア・キャンプ YAMAGUCHI（以下「本イベント」といいます）への参加にあたり、本イベントの参加者として、以下の事項について同意いたします。

1. 【目的】本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合い、試作品を作成することを通じて、中山間地域の課題をデジタル技術で解決する機運醸成を図るとともに、中山間地域と市民エンジニア等、及び市民エンジニア等同士のネットワーク形成を促進することを目的としています。

2. 【成果物】本イベントにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイピングしたハードウェアその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとします。以下、合わせて「知的財産権」といいます）その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。ただし、本イベント終了時に合理的な方法により連絡が取れない参加者は、成果物に関する知的財産権その他一切の権利を放棄したものとみなします。

3. 【アイデア】本イベントにおいて参加者が提供したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）は、そのアイデアを提供した参加者から第4項に定める申出および参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産（パブリックドメイン）として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

4. 【終了後の整理】参加者は、本イベント終了後7日間以内に成果物の公開、利用、権利化のための措置、製品化の意向についてグループ全員で協議して「終了後の確認書」に記入し主催者に提出するものとします。なお、期限までに「終了後の確認書」が提出されないグループに所属する参加者は、 成果物に関する知的財産権その他一切の権利を放棄したものとみなします。

5. 【公開】主催者、本イベントの開催に協力した者、ゲスト及びファシリテーター（以下「主催者等」といいます）は、成果物を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNSを含む）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載する等、公開することができます。また、テレビやラジオ、新聞等で報道する場合があります。ただし、権利を有する参加者から、第4項にしたがって成果物に関する情報を公開しないよう申出があった場合には、主催者等は成果物の公開を延期する等、参加者の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとします。

6. 【参加者の秘密情報】参加者は、第2項から第5項までに定める本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて提供しないよう留意してください。ただし、参加者がそのような秘密情報を本イベントに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に通知し、その対応について協議するものとします。

7. 【主催者側の秘密情報】本イベントにおいて主催者等が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、主催者等の指示に従わなければならないものとします。

8. 【権利侵害の禁止】参加者は、本イベントにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

9. 【規則・指示等の遵守】参加者は、本イベントが行われる施設（以下「本施設」といいます）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者および主催者の規則・指示等にしたがってください。

10. 【保証】参加者は、本イベントにおける制作活動の結果、制作活動の対象となる製品の製造会社、販売会社、その他製品保証を受けている会社の保証対象外となる可能性があることを十分に理解しているものとします。

11. 【免責】本イベントに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

12. 【機材等の損傷】参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

13. 【責任】参加者が以上の各項の定めに違反し、主催者または第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し何ら迷惑、負担をさせず、損害の賠償等を請求しません。

令和４年　　月　　日

氏名：

※　参加者から提出を受けた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）にしたがって取り扱い、参加者の同意なく、本イベント以外の目的での利用または第三者への提供はいたしません。

本参加同意書は、情報科学芸術大学院大学［IAMAS］において作成された以下の文書を一部改変して作成しました。https://github.com/IAMAS/makeathon\_agreement